8　条約第十一条の規定に関し、同条2及び3の規定にかかわらず、ポルトガル内において生ずる利子であって、輸出及び開発を促進することを目的とし、かつ、日本国により資本の全部を所有される機関（両締約国の権限のある当局が随時合意するものに限る。）が受益者であるものに対しては、日本国においてのみ租税を課することができる。

9　条約第十一条3の規定に関し、ポルトガルが、日本国以外の国と、二重課税の回避のための協定であって、当該日本国以外の国の居住者である銀行が受益者である利子についてポルトガルにおいて租税を免除するものを締結したときは、

(a)　条約第十一条3を次のように改める。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国の居住者である銀行（当該他方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。）が受益者であるものに対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　(a)の規定により改正された条約第十一条3の規定は、次のものについて適用する。

(i)　ポルトガルについては、

(aa)　利子に対する源泉徴収される租税に関しては、(c)に規定する通告の受領の日の後三十日目の日の属する年の翌年の一月一日以後に生ずる事実であって、当該租税の基因となるもの

(bb)　その他の租税に関しては、(c)に規定する通告の受領の日の後三十日目の日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる利子

(ii)　日本国については、

(aa)　利子に対する源泉徴収される租税に関しては、(c)に規定する通告の受領の日の後三十日目の日の属する年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(bb)　利子に対する源泉徴収されない租税に関しては、(c)に規定する通告の受領の日の後三十日目の日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる利子

(c)　ポルトガルは、日本国に対し、外交上の経路を通じて、当該協定の効力発生を確認する通告を遅滞なく行う。

10　条約第十三条5の規定にかかわらず、

(a)　次の(i)及び(ii)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(ii)に規定する株式の譲渡（(i)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）によって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下この10において同じ。）が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

(ii)　当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

(b)　(a)の規定は、当該一方の締約国の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約国から、条約の効力発生前に取得した場合又は条約の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。

11　条約第十五条の規定に関し、「法人の役員」には、ポルトガルの居住者である法人の監査評議会その他これに類する機関であって、ポルトガルの会社法に規定するものの構成員を含む。

12　条約第二十四条5の規定に関し、

(a)　同条5の規定は、条約第九条の対象となる事案についてのみ、適用する。

(b)　(a)の規定にかかわらず、ポルトガルが、条約の効力発生後、日本国以外の国と、二重課税の回避のための二国間の協定であって、仲裁に関する規定を条約より広い範囲に適用するものを締結したときは、条約第二十四条5の規定は、(c)に規定する通告の受領の日の後三十日目の日から、当該協定と同じ範囲の事案（同条5(b)に規定する申立てが当該三十日目の日以後に行われるものに限る。）について適用する。

(c)　ポルトガルは、日本国に対し、外交上の経路を通じて、(b)の協定の効力発生を確認する通告を遅滞なく行う。

13　条約第二十四条5の規定に関し、

(a)　両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b)　仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。

(i)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。

(ii)　それぞれの締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができる。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii)　全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び同条1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。

(iv)　両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びその職員が、それぞれの締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十五条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v)　それぞれの締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c)　両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びその職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d)　仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii)　仲裁決定は、条約第二十四条5の規定、この13の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。

(e)　仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、その事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

14　条約第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十一年十二月十九日にリスボンで、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
四宮信隆
ポルトガル共和国のために
パウロ・ヌンシオ

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
内閣総理大臣　安倍　晋三